



デジタル監視国家はNo!

市民監視を強化するデジタル改革法案(デジタル監視法)が成立

2021年5月12日、デジタル改革関連6法案が可決成立しました。衆参両院で40本以上の附帯決議(3頁参照)が付いた問題山積の法案です。IT基本法の全面改正、デジタル庁の設置、個人情報保護法の全面改正、マイナンバー制度の利用拡大、預貯金口座へのマイナンバー付番強化、自治体の情報システムの「標準化」など膨大な法律を束ねて一括審議し、45項目の法案資料の誤りに示される拙速な提案と問題点の解明も不十分な短時間の審議によって改正が強行されました。

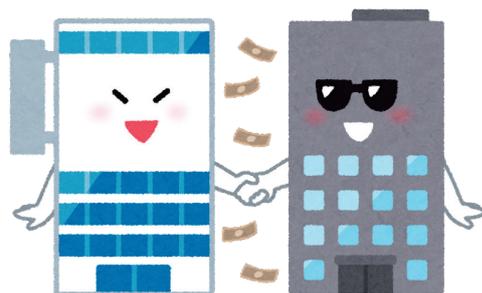
新設されるデジタル庁は、総理大臣を長として各省庁に勧告権を持つ異例の省庁として情報システムの予算も管理し、マイナンバー制度をはじめ国・自治体や医療・教育等の準公共分野の情報システムを一元管理します。個人情報を経済成長のために利活用するとともに、政府が自治体や民間の保有する個人情報を利用・監視しやすくするために、システムを見直し再構築しようとしています。「誰一人取り残さない」監視体制づくりです。

デジタル庁に早くもIT利権をめぐる官民癒着の疑惑

デジタル庁は民間主導の官庁として、事務全体を監督する「デジタル監」など民間から登用するとともに、約1/3の職員は民間出身で企業に在籍したまま非常勤公務員として勤務できます。そのため特定企業との癒着を招くことがないよう配慮することが、国会で附帯決議されていました。

しかし2021年9月1日の発足前に、官民癒着の疑惑が現実化しています。デジタル庁の母体である内閣官房IT総合戦略室が開発したオリンピック・パラリンピックの観客管理システムの入札で、予定価格を業者に漏らしたり、他社が出した見積もりを別の会社に渡したり、開発を担当した民間出身のIT室幹部の関与する企業に再委託されたりしていました。それから平井デジタル担当大臣が、特定企業を「干す、脅す」など発言したことも報じられました。

IT室が設置した疑惑の調査チームが8月20日に公表した報告は、「公平性に対し国民の不信を招く」「秘密保持の観点からも問題」「利益相反が問題となり得る」「職務違反」など指摘しながら、実態が十分に解明できず不適切だが法令違反とは言えないとしています。これで再発を防止できるのでしょうか。



デジタル利用を押しつけるな! 対面サービスの保障を!

政府は「デジタル敗戦」などと最近20年間の日本のデジタル化の遅れを強調し、行政手続をすべてオンライン化したり教育や医療のオンライン化などデジタル化を推進し、そのためにマイナンバー制度を利用拡大しようとしています。しかしデジタル化の遅れや給付金支給などのトラブルの一因は、市民に見放されていたマイナンバーカードや住基カードの利用と普及に政府がこだわったためです。

コロナ禍でデジタル利用の必要が高まっていますが、対面や書面でのサービスも引き続き重要です。またデジタル化によりグーグルやフェイスブックなど巨大IT企業の蓄積する個人情報が増大し、漏えいや悪用の危険も高まっています。しかし政府は「誰一人取り残さないデジタル化」と称して、全ての人にデジタルの習熟と利用を迫っています。デジタルを利用するかしないかを、将来も個人が選択できる保障が必要です。

マイナンバー制度の現状や問題点、反対の取り組みなどを、共通番号いらないネットのサイトで紹介しています。

詳しい情報は [共通番号いらない](#) で検索を。 またはQRコードからサイトへ。





成立したデジタル監視法はこんなに危険！

国による個人情報の利用が容易に

デジタル改革法の目的は、個人情報を含むデータを国—自治体—民間でつなげることです。

自治体情報システム標準化法により、住民記録や税、福祉など自治体の基幹的な17事務は、国が定めた標準システムの利用が義務づけられます。また国のシステムだけでなく、自治体や教育・医療など準公共分野の民間システムも、国が設置する「ガバメント・クラウド」に集約・共同化を求めています。さらに住民情報を一括管理している地方公共団体情報システム機構は、いままでは自治体が共同で運用してきましたが、自治体と国の共同管理に変えて国の関与を強化しています。その結果、自治体や民間の管理する個人情報を、国が監視しやすくなります。

またデジタル庁は個人情報を含む「公的基礎情報データベース（ベースレジストリ）」を整備して、官民がさまざまな場面で参照できるようにしたり、マイナンバーの情報連携を社会保障・税以外に拡大しようとしています。

マイナンバーカードが監視のカードに

法改正によりマイナンバーカードの発行主体が、市区町村から地方公共団体情報システム機構に変更されました。2021年6月18日に閣議決定され、デジタル庁に引き継がれる「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、マイナンバーカードについて

- ①健康保険証利用を10月までに開始し、医療・健康・介護の情報の連携と活用を進める
 - ②運転免許証との一体化を2024年度に開始するため、都道府県単位の運転免許管理システムなど警察情報管理システムを、警察庁に集約
 - ③在留カードと一体化するための法案を来年の通常国会に提出。2025年から交付を開始
 - ④国外継続利用の検討を進め、そのための戸籍における読み仮名の法制化を迅速に図る
 - ⑤郵便局で電子証明書の発行・更新などの実施
 - ⑥省庁から関係業界団体にカードの普及と保険証利用を要請
- などを施策としています。

住民サービスのためのカードから国民を管理・監視するカードに変わろうとしています。



知らないうちに個人情報が使われる？

行政の保有する個人情報を「匿名化」して民間に提供する制度で、住宅金融支援機構からネット銀行に約118万人分の個人情報が提供されローンの審査モデル構築に利用されていたことや、防衛省が横田基地訴訟の原告名簿などを提供可能にしていたことが国会審議で明らかになりました。法改正により個人情報を大量に保有する自治体でも実施されます。

その一方で自治体の個人情報を守ってきた条例を「リセット」し、個人情報の利活用に配慮した国基準にそろえる法改正もされました。

匿名化といっても完全に個人識別できないようにするのは困難だと、国の専門家検討会も指摘しており不安は尽きません。

国会審議中には行政でも広く利用されているLINEの個人情報が中国から閲覧可能になっていたことや、大手クラウドサービスを利用する地方自治体での不正アクセス被害なども問題になりました。マイナンバー差止裁判では、違法再委託によるマイナンバー付き個人情報の大量漏洩も明らかになっています。



マイナンバーで預貯金と資格を国家管理

政府は緊急時の給付金のためとして、預貯金口座にマイナンバーをひも付けて登録する法律をつくりました。資産状況を把握するためではないと説明していますが、もともと2015年の番号法改正で口座への付番（任意）を始めたのは、税務調査と社会保障の資力調査のための金融資産情報の把握が目的です。

国会審議では、一度口座にマイナンバーを登録すると、取り消しできないことが明らかになりました。また緊急時の給付金だけでなく、年金・手当・生活保護・国税還付など68の事務で口座情報を利用します。どの金融機関に口座があるか、預金保険機構が把握します。法律により新たに金融機関が番号登録の意思を確認しなければならなくなりましたが、付番はあくまで預金者の自由で、番号を告知する義務はありません。安易なマイナンバーの登録は危険です。

また医師・看護師など32の国家資格をマイナンバーにひも付けて管理する法改正がされ、今後他の国家資格にも拡大が予定されています。国会審議では自由な業務活動を阻害し、有資格者への国家統制や国の都合による動員の危険が指摘されています。



政府が国会の附帯決議を尊重するか監視しよう！

(2021年4月2日衆議院・5月11日参議院の内閣委員会附帯決議より抜粋)

※国会審議の内容は、いらないネットのサイトで2021年7月17日学習会を参照してください。

【デジタル社会形成基本法に対する決議】

- 1 本法は国民に義務を負わせるものではないことに留意すること。また、事業者課される努力義務は、事業者過度な負担を課することのないよう十分留意すること。
- 2 本法第十条の「デジタル社会」の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により**個人の権利利益が害されることのないように**するとともに、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保を図ること。
- 3 本法第二十九条は地方公共団体に「**共同化及び集約**」の義務を負わせるものではないことに留意すること。
- 4 地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について重点計画を作成するときは、地方六団体のみならずその他の**関係者の意見を幅広く聴取**すること。
- 5 本法の運用に当たっては、デジタル化の推進が**国民を監視するための思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように**すること。
- 6 デジタル化の推進に当たっては、年齢や障がい、経済的状況、地理的条件等にかかわらず誰もが不自由なく行政とのやり取りを行える機会が得られるよう必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体等の**窓口における対面業務、電話対応等、従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮**すること。
また、これらの条件にかかわらず誰もが不自由なく事業者のサービスを利用できるようにするため、事業者の責務として自ら必要な取組を行うよう促すこと。
- 7 地方公共団体のデジタル化を推進するに当たっては、**各地方公共団体による独自の自治事務の遂行を妨げることのないように**すること。また、地方公共団体のシステムの共同化又は集約を行うに当たっては、適切な財源措置を講ずること。また、国が提供するシステム及び地方公共団体のシステムの改修作業が短期間に集中し、システム改修を行う事業者への過度な負担が生じないよう計画的に作業を推進すること。(8~9略)



【デジタル社会形成整備法に対する決議】

- 1 **個人の権利利益の保護を図るため**、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めると及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、**必要な措置を講ずること**。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する**個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重**すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「**相当の理由**」及び「**特別の理由**」の認定を、**厳格に行うこと**とし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、**個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組み**について、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、**監視の実効性を確保**すること。(6略)
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、**個人情報保護委員会の体制強化を図る**こと。(8略)
- 9 転職者等について事業者間で特定個人情報の提供を行う場合には、**本人の同意を事実上強制することにならないよう、また転職者等が不利にならないよう、十分に配慮**すること。(10~13略)
- 14 契約において書面の交付に代わり電磁的記録を提供する場合には、**契約内容に係る電磁的記録を消費者が容易に保存できる手段を確保**する等、適切な取組を事業者へ促すこと。



書かない番号！ 持たないカード！

今後も健康保険証はそのまま使えます。マイナンバーカードは不要です。

2021年3月から開始予定だったマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、実施が10月に延期されました。医療施設のカードリーダー準備が進まないだけでなく、登録した個人データに多数の誤りが見つかったためです。7月末になっても対応できる医療施設は1%未満、マイナンバーカード保有者のうち健康保険証の利用を登録したのは1割という状態です。医療機関に市民にもメリットのないオンライン資格確認制度は、実施の可否を含めて見直すべきです。

実施されても、10月以降も今の健康保険証を使って受診できます。紛失して悪用されないように、マイナンバーカードを持ち歩くのはやめましょう。



（顔認証付きカードリーダーの例）

マイナンバーカードの取得を義務づけることはできません。

マイナンバーカード（個人番号カード）は申請により希望者のみに交付され、取得を義務づけることはできません。

政府は2023年3月末までにほとんどの住民にマイナンバーカードを保有させるために、一人5000円のマイナポイント付与など利益誘導をして、一時的にカードの申請は増加し交付率が36%になりました（2021年8月1日現在）。しかし2021年4月にマイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請受付が終了すると、申請は減少し目標達成は困難な状況です。

① マイナンバーカードは罰則を伴わない形で取得を義務付けるべきではないか。

- マイナンバーカードの普及については、カードの活用場を増やし、その利便性を国民の皆様にご理解いただくことが必要。そのため、現在、健康保険証との一体化やマイナンバーカードを活用した消費活性化に向けて取り組んでいるところ。
- マイナンバーカードは、本人の協力のもと、対面での厳格な本人確認を経て発行される必要があるが、カード取得を義務付ければ、この本人の協力を強要することとなり、手法として適当でない。

（平成31年3月15日経済財政諮問会議第17回国と地方のシステムワーキング・グループ 総務省資料2-2-2より）

マイナンバーを記入しなくても、税や社会保障の手続きはできます。

役所の一部の手続きで、マイナンバー（個人番号）の記入・提供を求められています。しかし番号法では、記入・提供を義務付けてはいません。国税庁や厚生労働省その他の省庁も、マイナンバーの記入を拒否された場合は未記載で書類を受理し、手続きに不利益は生じないことを明らかにしています（金融関係の一部の事務を除く）。

所得税の確定申告でも、毎年約17%はマイナンバー未記載で提出されています。また提供を明示的に拒否した場合は情報連携を行わないと、総務省と内閣府は2017年11月8日に通知しています。

【国の省庁のマイナンバー（個人番号）の記載・提供についての説明の例】

- * 国税庁FAQ Q2-3-2 「申告書等にマイナンバー・法人番号の記載がない場合でも受理することとしています」
- * 雇用保険のチラシ 「従業員から提供を拒否された場合には、その旨を申し出た上で受理する」
- * ハローワークのチラシ 「マイナンバーを提供しないことを理由とする賃金不払い等の不利益な取扱いや解雇等は、労働関係法令に違反又は民事上無効となる可能性があります」

賛同カンパのお願い

共通番号いらないネットは、共通番号制度を廃止に追い込むことをめざし、全国的に幅広く運動を創り出していくため、共通番号制度に反対する市民・議員・研究者・弁護士・医師などさまざまな立場の人々が集まる開かれたネットワークとして結成されました。運動の趣旨をご理解いただき、共通番号いらないネットへの賛同カンパを呼びかけます。個人賛同 1,000円、団体賛同 3,000円を一口として、次の口座にお振り込みください。

郵便振替口座 【口座記号番号】00100-2-729745（払込取扱票は右詰めで記入）【口座名称】共通番号いらないネット

ゆうちょ銀行以外の金融機関から振り込む場合は、次の内容を指定してください。

【金融機関名】ゆうちょ銀行（金融機関コード：9900）【店名・店番】〇一九（ゼロイチキュー）店・019

【預金種目】当座 【口座番号】0729745 【口座名称】共通番号いらないネット

共通番号いらないネット（共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会）

web サイト：http://www.bango-iranai.net/ 電話：080-5052-0270 Eメール：kyotu@bango-iranai.net